２０２６年度ため池自然環境調査業務委託仕様書

明石市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に締結する、2026 年度ため池自然環境調査業務委託契約に係る必要事項について、下記のとおり定める。

記

１　委託目的

明石市のため池における生物相を調査し出現状況を把握するとともに、生物多様性戦略の推進に資する基礎資料とすることを目的とする。

２　資格、経歴等

以下に掲げる資格を保有している者を本業務の担当技術者として配置できること。ただし、専任性は求めない。また、調査担当者が有する資格及び野生生物の生息調査に関する経歴を記載した書類を提出すること。

①　生物分類技能検定２級以上（植物部門）
②　生物分類技能検定２級以上（動物部門）
③　生物分類技能検定２級以上（水圏生物部門）

３　委託期間

契約締結の翌日から 2027 年（令和９年）３月 17 日までとする。

４　委託調査場所

次の６つのため池を調査対象とする。

①岩蛇池（大久保町大窪）、②中笠池（大久保町大窪）、③稲葉池（大久保町大窪）、
④釜谷池（大久保町大窪）、⑤砂池（大久保町松陰新田）、⑥又池（鳥羽）

５　委託内容

(1)　計画・準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで本仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程計画・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容・部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。

(2) 現地調査

項目	回数	調査時期	調査方法
哺乳類	1回	春～冬のうち適期	目撃法、フィールドサイン法： 調査対象地内を任意踏査し、目撃法、フィールドサインで確認された種を記録・整理する。
爬虫類・両生類			直接観察及び採取： 調査対象地内を任意踏査し、成体、幼体、幼生、卵塊等の目視確認のほか、死体や脱皮殻、鳴き声等により生息種を確認する。
鳥類			直接観察： 調査対象地内を任意踏査し、目視や鳴き声により確認された種を記録・整理する。
昆虫類			直接観察及び採取： 調査対象地内を任意踏査し、目視や鳴き声、タモ網等による捕獲により確認された種を記録・整理する。
魚類・底生動物（水生甲殻類・水生貝類等）			直接観察及び採取： 調査対象地内の水域において、タモ網や投網等を用いて捕獲を行い、確認された種を記録・整理する。
水質・底質			水温、pH、導電率、透視度、色相、底質を記録する。
植物			直接観察及び採取： 調査対象地内を任意踏査し、確認できたシダ植物以上の高等植物を記録・整理する。 水生コケ（イチョウウキゴケ）が確認された場合は記録する。

(3) データ整理

・調査結果を整理し、全確認種リストを作成する。

・明石市レッドリストを含む各種レッドリスト掲載種について、出現状況を整理するとともに、確認位置図を作成する。

・2015・2016 年度に実施されたため池調査結果との比較・検証を行う。

・確認された種のデータを環境創造課の保管する「2025 年度版自然環境調査等データベース」（Microsoft Access Database）へ追加登録する。

(4) 報告書作成

調査業務の成果として、調査業務成果概要書・業務報告書を作成する。

(5) 打合せ協議

受注者は、調査に入る前に監督員と十分な打合せを行い、調査方法、報告書内容、報告書の仕様などを協議し決定すること。打合せ回数は業務着手時、環境審議会自然環境部会報告の計2回とする。

６　成果品

納品する成果品は、以下のものとする。

①　報告書（製本）２部

②　報告書電子ファイル一式

③　「2026 年度版自然環境調査等データベース」追加電子ファイル一式

④　その他監督員から指示があったもの

７　完了検査

乙は、報告書の作成が終了した場合は速やかに報告書を提出し、完了検査を受けなければならない。

８　乙の費用負担等

①業務に必要な消耗品等は、すべて乙の負担とする。

②作業により生じた事故および地元住民の苦情等は、すべて乙の責任と負担において処理するものとする。

③作業の実施にあたり、関係官公庁への行政手続きの連絡が必要な場合は、すべて乙の責任と負担において行うものとする。

なお、ため池管理者等への立ち入り調査等の承諾は、甲が行う。

９　環境負荷の低減

明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減に努めるものとする。

10　調査事項の保守

乙は、甲の許可なくこの業務によって知り得た知識をほかに漏洩してはならない。

11　その他

本仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙協議の上、定めるものとする。